

各定期券発売所 御中

営業推進課長

新型コロナウイルス感染症発生に伴う通学定期券(大学生区分を除く) の発売に関する取り扱いについて

新型コロナウイルスの感染症発生に伴う市バス・地下鉄の通学定期券(大学生区分を除く)における払い戻し対応について、令和2年3月2日付事務連絡のとおり取り扱っていただいているところですが、通学定期券の払い戻しにより、次回の通学定期券購入時に旧定期券の提出ができないケースや、臨時休校により学校から通学証明書等の発行又は有効期間延長の証明を受けられないなどのケースが想定されます。

つきましては、以下のとおり取り扱うことができることとします。

記

1. 対象

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、通学先の学校が休校となったことにより払い戻しを行う通学定期券(大学生区分を除く)

2. 通学定期券払い戻し申し出時の取り扱い

(1) 対象のお客様が払い戻しを申し出された場合は、当該通学定期券が継続購入時に必要となるため、次回購入時に払い戻していただくようご案内ください。(ただし、2月28日以降の最終登校日の翌日以降に通学定期券を使用している場合は、対象外となる旨の注意喚起をお願いします。)

(2) 上記を説明したうえで、事前の払い戻しを請求された場合は、払い戻し前に当該定期券の券面のコピーを取り、お客様へお渡しいただき、次回購入時に持参いただくよう必ずご案内してください。

※コピーが難しい場合は、別紙「払戻済証明書」の記入でも可とします。

3. 新年度の通学定期券発売時の取り扱い

(1) 上記「2. (2)」のお客様については、旧定期券の券面コピー(又は払戻済証明書)の提示により、旧定期券を提出しているものとみなすことができることとします。

(2) 通学定期券購入兼用証明書等(学生証を含む)の有効期間が満了している場合は、有効期間を延長している又は有効期間内のものとみなし取り扱うことができることとします。

(3) すでに通学定期券を払い戻し済みで、旧定期券の券面のコピー(又は払戻済証明書)をお渡ししていない場合は、お客様に住所が確認できる書類(健康保険証等)と学生証を提示いただき、通学区間の確認ができた場合のみ発売できることとします。

4. 対応期間

令和2年3月14日(土)より ※取扱い終了時期は、決まり次第周知します。